

●過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 21 条に基づく農林漁業の経営改善又は振興のための計画を実施するために必要な資金の融通に関する取扱要領の制定について（新旧対照表）

改正	現行
<p data-bbox="107 379 1135 507">過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 21 条に基づく農林漁業の経営改善又は振興のための計画を実施するために必要な資金の融通に関する取扱要領の制定について</p> <p data-bbox="689 624 1135 703" style="text-align: center;"><u>令和 3. 12. 16 2 農振第 3867 号</u> <u>農村振興局長通知</u></p> <p data-bbox="107 863 1135 1038"><u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 21 条</u>に基づく農林漁業の経営改善又は振興のための計画（以下「経営改善計画等」という。）を実施するために必要な資金（以下「経営改善資金等」という。）の貸付けについて、別記のとおり取扱要領を定めたので、適切な御指導をお願いします。</p> <p data-bbox="107 1054 1135 1230">また、「<u>過疎地域自立促進特別措置法第 26 条</u>に基づく農林漁業の経営改善又は振興のための計画を実施するために必要な資金の融通に関する取扱要領の制定について」（平成 12 年 9 月 20 日付け 12 構改 B 第 867 号構造改善局庁通知）は、廃止するので、御了知願いたい。</p> <p data-bbox="107 1246 1135 1326">なお、貴都道府県管内の市町村に対しては貴職からこの旨通知されるよう御協力をお願いします。</p>	<p data-bbox="1158 379 2134 507">過疎地域自立促進特別措置法第 26 条に基づく農林漁業の経営改善又は振興のための計画を実施するために必要な資金の融通に関する取扱要領の制定について</p> <p data-bbox="1653 624 2134 703" style="text-align: center;"><u>平成 12. 9. 20 12 構改 B 第 867 号</u> <u>構造改善局長通知</u></p> <p data-bbox="1541 719 2134 751" style="text-align: center;"><u>最終改正 平成 25. 5. 16 25 農振第 429 号</u></p> <p data-bbox="1158 863 2134 1038"><u>過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 26 条</u>に基づく農林漁業の経営改善又は振興のための計画（以下「経営改善計画等」という。）を実施するために必要な資金（以下「経営改善資金等」という。）の貸付けについて、別記のとおり取扱要領を定めたので、適切な御指導をお願いします。</p> <p data-bbox="1158 1054 2134 1374">また、「<u>過疎地域活性化特別措置法第 23 条</u>に基づく農林漁業の経営改善又は振興のための計画を実施するために必要な資金の融通に関する取扱要領」（平成 2 年 6 月 7 日付け 2 構改 B 第 587 号農林水産事務次官依命通知）及び「<u>過疎地域活性化特別措置法第 23 条</u>に基づく農林漁業の経営改善又は振興のための計画を実施するために必要な資金の融通に関する取扱要領の運用について」（平成 2 年 12 月 14 日付け 2 構改 B 第 1320 号構造改善局長通知）は、廃止するので、御了知願いたい。</p> <p data-bbox="1158 1390 2134 1422">なお、貴都道府県管内の市町村に対しては貴職からこの旨通知されるよう御</p>

改正	現行
<p>(別記)</p> <p><u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 21 条</u>に基づく農林漁業の経営改善又は振興のための計画を実施するために必要な資金の融通に関する取扱要領</p> <p>第 1 経営改善計画等について</p> <p>経営改善計画等の認定に当たっては、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 21 条</u>の農林漁業の経営改善又は振興のための計画に関する省令 (<u>令和 3 年農林水産省令第 19 号</u>) 及び「<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等の施行について</u>」(<u>令和 3 年 12 月 16 日付け 3 農振第 1881 号農林水産事務次官依命通知</u>)に定めるもののほか、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>第 2 (略)</p> <p>第 3 経営改善計画等の変更等について</p> <p>1 都道府県知事から経営改善計画等の認定を受けた者が、以下に定める事由により、その計画を変更しようとする場合には、都道府県知事の承認を受けるものとする。</p> <p>ア 経営改善資金等により導入する施設等の事業費総額が 3 割以上増減する</p>	<p>協力をお願いする。</p> <p>(別記)</p> <p><u>過疎地域自立促進特別措置法第 26 条</u>に基づく農林漁業の経営改善又は振興のための計画を実施するために必要な資金の融通に関する取扱要領</p> <p>第 1 経営改善計画等について</p> <p>経営改善計画等の認定に当たっては、<u>過疎地域自立促進特別措置法第 26 条</u>の農林漁業の経営改善又は振興のための計画に関する省令 (<u>平成 12 年農林水産省令第 47 号</u>) 及び「<u>過疎地域自立促進特別措置法の施行について</u>」(<u>平成 12 年 6 月 1 日付け 12 構改 B 第 609 号農林水産事務次官依命通知</u>)に定めるもののほか、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>第 2 (略)</p> <p>第 3 経営改善計画等の変更等について</p> <p>1 都道府県知事から経営改善計画等の認定を受けた者が、以下に定める事由により、その計画を変更しようとする場合には、都道府県知事の承認を受けるものとする。</p> <p>ア 経営改善資金等により導入する施設等の事業費総額が 3 割以上増減</p>

改正	現行
<p>場合</p> <p>イ 農業、林業又は漁業の複合経営について、経営改善計画等の達成に要する事業費の過半を占める業が<u>変更となる場合</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>第4～6 (略)</p>	<p>する場合</p> <p>イ 農業、林業又は漁業の複合経営について、経営改善計画等の達成に要する事業費の過半を占める業が<u>変更する場合</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>第4～6 (略)</p>

